

障害児通所事業所職員の逮捕事案にかかる 岡山市の対応についてお知らせします

令和5年5月23日付の首記事案を受け、事業所の指定等を行う岡山市として、市内障害福祉サービス等事業所に向けて、適正な運営の徹底を求める通知を発出しました。また今後、再発防止のため、当該事業所の実地指導を実施します。

1 通知発出日

令和5年5月24日(水)

2 通知対象

市内障害福祉サービス等事業所 約1,300事業所

3 内 容

今回の事案は、被害者を深く傷つけるものであることはもちろん、日々真摯にサービスを提供している事業所全般の信頼を損ないかねない重大な事案であることから、事業所を指導する立場にある岡山市として、市内障害福祉サービス等事業所に対し、利用者の意思及び人格を尊重して支援に努めるよう、格段の留意を促すため、通知を発出しました(別紙参照)。

また、当該事業所に対しては後日、実地指導を実施します。

※被害者の特定を避けるため、当該事業所名及び実地指導日時については非公開とします。

【問い合わせ先】

岡山市 事業者指導課 片山・森・田中 直通086-212-1015 内線3087

岡事指第 490 号
令和 5 年 5 月 24 日

障害福祉サービス等事業所
地域生活支援事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長
岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について

本市障害福祉行政の推進については、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、市内の障害事業所の職員が利用者への強制わいせつ致傷の容疑で逮捕されました。このような事案が発生したことについては誠に遺憾であります。

各事業所におかれましては、平素から適正な運営に御尽力いただいているところですが、今回の事案発生を踏まえ、改めて利用者や職員の異変に対する感度を高めるなど、事故等の発生防止、早期発見のための取組の徹底や体制の一層の充実に、各段のご配慮をいただくようお願いいたします。

あわせて、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないという一般原則を今一度鑑みて、引き続き適正な運営に努めていただくようお願いいたします。

なお、事故等につきましては、速やかに岡山市へ報告いただくようお願いいたします。